

## 中国の市民社会組織について

澤田 裕子

一九九五年、第四回世界女性会議 N GOフォーラムが北京で開催され、N GOやN POが中国で認知されるようになった。また、四川大地震が発生した二〇〇八年は中国の志願者(ボランティア)元年と呼ばれ、八月に開催された北京オリンピックでも多くのボランティアの参加が報道されていた。社会団体、民弁非企業単位、基金会等、中国の公的な社会サービス機関数や職員数の増加は、『中国統計年鑑』二〇一四年版にも報告されている。これらの登録団体のほか、中国には草の根N GOが多く存在するという。ここでは、自らの意思で中国の公共問題に取り組む民間の動きを伝える資料を紹介する。

麻生晴一郎著『変わる中国——「草の根」の現場を訪ねて』(潮出版社、二〇一四年)は、社会活動や民主化などの分野で活躍する中国の人々を描いたルポルタージュである。被災地支援のボランティア、社会問題の解決に尽力するN GOリーダー達への取材を通して現場の空気を直に伝えてくれる。彼らの個人的背景も興味深く、例えば、環境N GOの北京緑十字を設立した孫君はもと画家で、農村の美しさを重視した環境改善とエコ農業を進める自分たちの活動を芸術家の彼は「パフォーミングアート」と表現している。

李妍焱著『中国の市民社会——動き出す草の根N GO』(岩波書店、二〇一二年)は、草の根N GOを世代に分けて解説している。一九九〇年代初めにカリスマリーダーたちが立ち上げた第一世代の広がり、そして、その活動に参加し、影響を受けた第二世代のリーダーたちがN GOの存在感をますます高めつつ、様々な分野で活躍する様子が詳しく描かれている。本書はさらに社会的課題の解決を第一としたソーシャル・ビジネスの事例を紹介している。

同著者を含む、王名・李妍焱・岡室美恵子著『中国のN PO——いま、社会改革の扉が開く』(第一書林、二〇一二年)、および、李妍焱編著『台頭する中国の草の根N GO——市民社会への道を探る』(恒星社厚生閣、二〇〇八年)は、中国の非常利セクター、市民社会に注目した初期の研究書として重要である。

環境問題とビジネスの視点からは、日本貿易振興機構の北京事務所による『二〇一一年度中国環境団体基礎調査——勃興するN GOと対応を迫られる日本企業』が、日本企業等に有益と考えられる中国の環境団体に

関する基礎情報をまとめており、全文がウェブで公開されている([http://www.jetro.go.jp/world/ports/2013/07001491.html](http://www.jetro.go.jp/world/reports/2013/07001491.html))。

古賀章一著『中国都市社会と草の根N GO』(御茶の水書房、二〇一〇年)は、著者の博士論文に加筆、修正したものである。文献調査、アンケート・訪問調査に基づき、建設、環境保護、農民工などの社会的課題との関わりをガバナンス論の視点から分析し、中国都市社会の公共性について展望している。

辻中豊・李景鵬・小嶋華津子編著『現代中国の市民社会・利益団体——比較の中の中国』(木鐸社、二〇一四年)は、文献調査とフィールドワークによる定性的事例分析を軸に中国の市民社会・利益団体について多角的に検討している。日本、アメリカ、ドイツ、韓国、フィリピン、ブラジル、インド、B R I C S 諸国との比較を行い、外在的視点から中国の市民社会組織と党・政府との多様な関係を明らかにしている。

重富真一編著『アジアの国家とN GO——一五カ国の比較研究』(明石書店、二〇一一年)は、アジア諸国の国家とN GOの関係をめぐる政治・行政・法律制度を分析している。その第一章、大塚健司著「中国——改革開放下の社会セクターとあらたな民間組織」によると、一九九八年に導入された民間組織管理制度は、

業務主管単位と登記管理機関の二重管理体制、さらに、中央と地方の分級管理体制を採用している。国家はN GOを警戒する一方、社会セクターの一翼として期待しているという。

黄媚著「中国の市民社会——団体の視角から考える」(『アジア研ワールド・トレンド』二〇一四年一〇月号特集「中国の都市化を考える」)([http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/WL\\_trend/201409.html](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/WL_trend/201409.html))は、中国の市民社会の現在を探っている。著者は、中国の市民社会は市場経済化、都市化の進展のなかで形成されつつあるが、党・政府と社会領域、さらに国際社会のせめぎあいには長期的に続くともみている。

二〇一四年一月、全国人民代表大会常務委員会で「中華人民共和国境外非政府組織管理法」の審議が始まった。同法は、外国N GOの活動を法に基づき指導し、規制するものであるという(二〇一五年七月二六日付共同通信ニュース)。二〇一五年六月には草案に対するパブリックコメントの公開募集が終了し、近く成立することが見通されている。中国国内の国際N GOの管理監視を強化する動きが、今後、中国の市民社会組織に対し、どのように影響するのか注目される。

(さわだ ゆうこ/アジア経済研究所 研究情報企画課)